

平成18年度所管公益法人立入検査実施状況
主な指摘事項及び改善内容

(別紙)

主な指摘内容 (法人運営面)	改善内容 (法人運営面)
・所管官庁出身者理事が占める割合が理事現在数の1／3以上となっている (平成18年8月15日の閣議決定において、指導監督基準における所管省庁出身者の定義が改正されたため) ・同一業界関係者理事が占める割合が理事現在数の1／2以上となっている ・各種規程に一部不備がある (報酬規程、退職金規程等の一部不備がある) ・情報公開が不十分である (情報公開規定がない、ホームページが未開設である)	・経過措置期間中の平成20年8月までに速やかに是正するよう指導 ・速やかに是正するよう指導 ・速やかに是正するよう指導 ・定款・寄附行為に規定を設けるとともにホームページ開設・充実を指導
主な指摘内容 (事業実施面)	改善内容 (事業実施面)
・公益事業費が総支出額の1／2以下となっており、公益事業の比率が低い ・定款・寄附行為に定められた事業が一部実施されていない	・事業の見直しや公益性の高い事業の付加について検討するよう指導 ・定款・寄附行為に定められた事業を実施するよう指導
主な指摘内容 (財務会計面)	改善内容 (財務会計面)
・計算書類に一部不備がある。 ・内部留保が事業費＋管理費＋固定資産取得費の30%以上となっている ・計算書類に公益法人会計基準において必要とされている注記がなされていない	・速やかに是正するよう指導 ・内部留保にせず、公益事業に付加するよう指導 ・公益法人会計基準に従った記載をするよう指導